

デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版） （案）

1 目的

デジタルアーカイブ社会の実現のため、所在等の情報を含むメタデータの流通によりデジタルコンテンツの発見可能性を高めるとともに、発見されたデジタルコンテンツがどのような条件下で利用できるのかについて、分かりやすく表示することが求められている。

現状では、それぞれのデジタルアーカイブが独自の利用条件を定めているか、又は利用条件を表示していないため、活用者（ユーザ）がどのような用途でどのように利用できるのかについて、把握することが難しい状況にある。また、英語で利用条件を表示しているデジタルアーカイブがほとんどないため、グローバルな活用を促す観点からも、一定程度標準化された分かりやすい利用条件の表示が求められている。

デジタルコンテンツの公開・提供に際して、それを第三者に利用させる条件（以下「二次利用条件」という。）として、世界的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）及びパブリック・ドメイン・ツールが最も普及している。さらに、デジタルアーカイブ分野特有の事情を踏まえて、それらで足りない部分を補うため、Europeana、DPLA、クリエイティブ・コモンズの三者が中心となり、共同で、各機関が所蔵するコレクションの著作権のステータス及びその二次利用条件といった権利表示を簡易に表記するためのマークを開発している（Rights Statements）¹。

実務者検討委員会は、これらの国際的に普及している二次利用条件を踏まえつつ、我が国のデジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について検討を行った。検討に当たっては、有識者からのヒアリングを参考にした（別添資料参照【本資料では省略】）。

本資料において、二次利用条件表示の対象としたのは、アーカイブの対象となる元の作品・原資料自体ではなく、アーカイブ機関が作成したデジタルコンテンツにおいて生じ得る著作権等の権利についてである。

なお、本資料は、2019年3月時点の状況を踏まえて作成したものであり、今後のデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に応じて、適時見直しが求められるものである。

¹ <https://rightsstatements.org/>

2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方

アーカイブ機関は、自ら作成・保有するデジタル情報資源について、二次利用条件も含めてどのように公開し提供していくのかについて、著作権等の権利に配慮したうえで自ら決定して共有・発信することができる。ただし、公的機関が権利を保有するもの又は公的助成により作成されたデータであり第三者の権利に影響を与えないものに関しては、できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。

(1) 公開ポリシーの考え方

アーカイブ機関は、自らが作成・保有するデジタル情報資源について、ウェブ公開か、関係者のみ公開か、施設内公開かといった公開範囲を決めるとともに、第三者が二次利用する場合の条件についても決めることができるし、決める必要がある。その際、メタデータ、サムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツなどの種類に応じてそれぞれ異なる公開範囲や利用条件を決めてもよいし、デジタルコンテンツが持つテーマや品質などによって公開範囲や利用条件を区別することも考えられる。

(2) 二次利用条件表示の考え方

① 二次利用条件付与の検討においては、先ず当該データの権利の状態を確認する必要がある。

アーカイブ機関のみが権利を有するデータの場合は、自らがその二次利用条件を設定することができる。第三者が権利を部分的にせよ有し、かつ包括的な許諾などがなされていない場合は、どのような条件の利用とするかについては、当該第三者と協議し、合意と許諾を得る必要がある。

また、二次元の作品を正面から撮影した場合や、三次元の作品であっても三面図的に記録した場合は、新たな創作的表現がないとして、撮影者やデータ作成者の著作権が認められない場合も多いと考えられる。ただし、特定の角度、照明等により撮影者の芸術表現として撮影された写真等、撮影者の創作的表現が認められる場合には、その創作的表現により、撮影者の著作権が発生する可能性があることについて、注意が必要である。

② 3D スキャナ等で作成した 3D データについては、元の作品・原資料の著作権の有無に注意する必要がある。

例えば、元の作品・原資料を忠実に再現した場合には、3D データ作成者に当該 3D データの著作権は認められないと考えられるが、二次元の絵画等を元に 3D データを作成した場合や、ある作品・原資料に基づいて作成した 3D データに対して創作的表現を加えるなどした場合には、その創作的表現により、データ作成者に当該 3D データ独自の著作権が発生するという場合も考えられる。

また、3D データの作成に当たっては、元の作品・原資料の保有者や 3D データ作成者等の関係者間で 3D データの利用に関する契約が締結されている可能性もあることから、二次利用条件の設定に当たっては、そのような契約の有無についても注意が必要である。

- ③ 著作権の保護期間が満了しているコンテンツを撮影したもので、かつ写真撮影者にも著作権が発生しない画像データや、創作性のないメタデータなど、著作権法による保護対象とならないデータについては、原則として権利の問題は発生せず、営利・非営利を問わず誰でも自由に利用可能とされている。ただし、著作権法第 60 条が定める著作者の死後の人格的利益等への配慮が必要な場合があることに留意しなければならない。

著作権法による保護の対象とならないデータであっても、そのデータの活用においては、作品や作者への敬意を示すと共に、データ提供元の各アーカイブ機関やデータ作成者等の貢献について社会的に広く認知してもらうため、また、データの信頼性を担保するため、活用者に対して、二次利用に際し出典や所蔵館等の表記を正確な形で行ってもらえるよう、望ましい表記事項等のお願いをアーカイブ機関がウェブ上に分かりやすく掲載することが望まれる。

3 望ましい二次利用条件表示

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

- 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及び CC ライセンス。特に、CC0、CC BY を強く推奨する。
- Rights Statements からは、著作権あり、著作権あり—教育目的の利用可、著作権なし—他の法的制限あり、著作権なし—契約による制限あり、著作権未評価のマーク。
- 日本独自の表示としては、文化庁長官裁定制度を利用した著作物であることがわかるマーク（著作権未決定-日本孤児著作物）。

CC ライセンスは、自ら著作権を持っている作品について、このような条件であれば二次利用してよいということをライセンスするための仕組みである。

パブリックドメイン (PD) ツールのうち、パブリックドメインマーク (PDM) は、著作物の保護期間満了や創作性の不存在などの理由により、当該作品が誰もが自由に利用できることを第三者が示すツールであり、それ自体に法的な効力はない。一方で CC0 は、当該データに関して適用者が有する権利（商標権・特許権等を除く）を明示的に放棄するツールであり、法的な効力を有する。特に 3 次元作品を撮影した写真等の場合、写真撮影者（データ作成者）の創作的表現の有無は確実な判断はし難く、2 次元作品の忠実な複製等、データ作成者の創作的表現が存在しないことが相当程度確実である場合等を除き、CC0 によりデータ作成者自身の権利を明確に放棄することが、二次利用促進の観点からは望ましい。

Rights Statements は、CC ライセンスや PD ツールに当てはまらない二次利用条件を、アーカイブ機関自身が独自に定めている際に、その再利用条件を簡潔に要約し利用者の理解を助けると共に、統合ポータル上での利用条件別の検索等を容易にするために用いられる。Rights Statements 自体はライセンスとしての性質を有するわけではなく、正式な二次利用条件はアーカイブ機関の側が独自に準備し、利用者に分かり易い形で提示する必要がある。

表1 推奨する二次利用条件表示一覧(参考:Europeanaでの採用状況)

	種類	解説	推奨	Europeana 採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供すること意味する。	◎	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。	◎	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	著作権が存在しており、公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、又は何らかの権利制限規定により利用提供している場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	
	NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したものだが、他の類似のケースにも適用される。		○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○
	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○	

	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定まではできない場合に用いる。		
日本独自の表記	COPYRIGHT UNDETERMINED – JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-日本孤児著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。許諾を得ようとしても許諾を得ることができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。	○	

(注)DPLA(Digital Public Library of America)では、CC ライセンスと Rights Statements を併用。
(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト<<http://rightsstatements.org/>>、Europeana のウェブサイト<<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>>、五常法律事務所のウェブサイト<<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>>に基づき作成

4 二次利用条件表示に関する留意事項

(1) 二次利用条件の表示方法

二次利用条件の表示においては、ウェブページに利用条件のマークを示して目で見て分かるようにするだけでなく、機械的に解読可能な形式でも提供できるようにする必要がある。特に、コンテンツの二次利用条件の表示においては、コンテンツのデータファイル自体に記述するだけでなく、メタデータの項目にも二次利用条件の情報を保持することが望ましい。このためには、メタデータに、コンテンツごとの二次利用条件を追加する必要がある。各コンテンツに一つ一つ二次利用条件を追加するのが困難な場合は、一括して処理できるよう、権利等の状態が同じコンテンツのメタデータをまとめて管理しておくといよい。

また、二次利用条件や権利の内容についての情報を提供するページへのリンクがあることが望ましい。また、リンクページにおける説明は、日本語のみでなく、多言語（英語等）で用意されていることが望ましい。

CC ライセンスや CC0 を、著作権保護期間が満了している所蔵作品等のデジタル化データに適用する場合は、その所蔵作品の著作権者がアーカイブ機関であるなどの誤解を招くことがないよう、ライセンスや放棄の対象となる権利は、あくまでアーカイブ機関自身がそのデータに関して保有しうる権利（例えば、作品を創作的に撮影した場合に生じうる著作権等）であることを分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 二次利用条件表示の検討に当たっての留意点

（著作物性の判断に関する留意点）

単なる事実や数値を記述しただけのデータであれば、著作物性が認められる余地はきわめて少ないため、著作権保護の対象にはならないと考えられる。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合であっても、素材となるデータに著作物性がない場合は、データそのものを抽出的に利用することは著作権法の観点からは制限されないことに留意する（「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」参照）。一方で、著作物性の有無について活 사용자가逐一厳密に判断することは困難であり、また、著作物性の判断基準は国によっても異なることから、誰もがグローバルに確実に自由利用可能であることを担保するため、ここでは、メタデータに関して、確認的な意味を含めて CC0 の適用が望ましいとしている。

CC0 とは、全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て損害賠償を求める不法行為に基づき訴訟を起こす権利等も含めて放棄し、著作者人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことなどが含まれる。最近、海外のデジタルアーカイブでは、創作性の有無に疑いの生じ得るパブリック・ドメインのデジタル複製物に関しては、CC0 が推奨されており、実際、多くのアーカイブ機関では非常に大規模に CC0 の表示を採用する例が増加している（メトロポリタン美術館、アムステルダム国立美術館、シカゴ美術館など）。

デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや CC0 等を適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品の権利者であるなどの誤解を招くことがないように、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有する著作権等の権利であることを分かりやすく示すことが望ましい。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者が自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了している作品を忠実に複製したデータや、著作物としての要件を満たさない創作的表現のないデータなどに適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要である。

このほか、アーカイブ機関で二次利用条件を検討するに当たっては、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権²等の諸権利にも留意が必要である。

また、二次利用条件の検討において、セキュリティポリシーとの関係で本来問題のない公開が妨げられることがないように、所蔵資料・収蔵品の目録等の情報については、広く共有されることが望ましいという観点から検討を行い、自らの組織のデータ保全を行うという観点とは切り分けた判断を行うことが求められる。

(3D データに関する留意点)

3D データに関して注意すべき点があることは前述したが、特に工業製品等の 3D データに関しては、特許権や意匠権の取扱いについても留意必要となる場合がある。

例えば、意匠登録された家具の 3D データを元に実際の家具を生産・譲渡する場合はもちろん、3D データ自体の生産（複製）や譲渡等が、特許権や意匠権の侵害となり得る³。これらの保護は「業として」の生産・譲渡を対象とするため、個人又は家庭内での使用に及ぶものではないが、二次利用条件の設定に当たっては、例えば「著作権なし-他の法的制限あり」を設定し、データ掲載ページ等において特許権・意匠権による保護を記載するなどの対応が必要であると考えられる。

なお、CC ライセンスや CC0 等は、特許権や意匠権には影響を与えないと考えられる⁴。

(著作権者不明等の課題)

本資料では、日本独自のマークとして著作権者不明等の場合の裁定制度に基づき利用されているものに使える新たな表記を提案したが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやパブリ

² 公文書館が個人情報を一定期間公開しない措置を取る際の基準については、参考資料「確認 すべき標準・ガイドライン等」にあげている「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の別添の情報が参考になる。

³ 3D データの特許権・意匠権を含む知的財産保護に関しては、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成 28 年 4 月）31 頁～を参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf

⁴ CC BY4.0 リーガルコード本文第 2 条 b.2.、CC0 リーガルコード本文第 4 条 a.等を参照。なお、いずれにおいても対象外の権利として明確に言及されるのは商標権および特許権のみであるが、我が国の意匠法で保護される登録意匠は特許権と同様の扱いであると把握することが合理的であると考えられる（CC ライセンスの母国である米国では、意匠権は意匠特許 (design patent) として特許権の一部としての保護を受けている）。

ック・ドメイン・ツール、Rights Statements のように、海外の活用者にも理解が容易な、機械による判別が可能な仕組みを用意していない点が今後の課題である。

（著作権法改正を巡る最近の動向）

※留意事項として、デジタルアーカイブに関する、最近の著作権法改正の動向についても、本資料に乗せるのがよいとの指摘があることから、本日の文化庁御発表内容を要約して掲載予定。（47 条美術館のサムネイル画像のインターネット発信、67 条国・地方公共団体等の裁定制度の利用における供託金不要化等）

（参考ツール：二次利用条件表示の検討に当たってのフローチャート）

